

令和2年11月

職員の給与に関する

報告及び勧告

徳島県人事委員会

写

徳人委第5133号
令和2年11月16日

徳島県議会議長 寺 井 正 邇 様

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 様

徳島県人事委員会

委員長 祖 川 康 子

職員の給与に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

報 告

I	職員給与等の調査	1
II	民間給与等の調査	1
III	職員給与と民間給与との比較	2
IV	職員の給与水準	2
V	国家公務員の給与に関する人事院の報告の概要	3
VI	職員の給与に関する見解	4
1	1 本年の給与改定について	4
2	2 獣医師に係る給与制度の見直しについて	4
(1)	(1) これまでの取組	4
(2)	(2) 更なる見直しの必要性	5
(3)	(3) 特定獣医師職給料表の新設	5

勧 告

1	改定の内容	6
2	改定の実施時期等	6

報 告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和 2 年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年11月 6 日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年 8 月17日から 9 月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4 月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたこと等から、本報告を行うものである。

I 職員給与等の調査

本委員会は、「令和 2 年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況等について調査を行った。

その結果は、職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 2 年11月 6 日）の参考資料第 1 表から第 8 表までに掲げるとおりである。

II 民間給与等の調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の243民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した106事業所を対象に、「令和 2 年職種別民間

給与実態調査」を実施した。

このうち、8月17日から9月30日までの期間で実施した月例給に関する調査の結果は、参考資料第1表から第5表までに掲げるとおりである。

Ⅲ 職員給与と民間給与との比較

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」に基づき、公務にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者について、役職、年齢、学歴等が同等であると認められる者同士の諸手当を含む本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、職員給与が民間給与を116円（0.03%）上回っていることが明らかとなった。

（参考資料 第5表 参照）

Ⅳ 職員の給与水準

総務省が実施した「平成31年地方公務員給与実態調査」において、昨年4月現在における本県職員（行政職給料表適用者）の給料と国家公務員（行政職俸給表（一）適用者）の給料を学歴別、経験年数別のラスパイレス方式により比較した結果、国家公務員の給与平均を100とした場合の本県職員のその指数は、98.2となっている。なお、都道府県の平均は、99.8である。

V 国家公務員の給与に関する人事院の報告の概要

人事院は、令和2年10月28日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告を行った。その概要は、次のとおりである。

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

〔行政職（一）…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ4.50月分→4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

VI 職員の給与に関する見解

1 本年の給与改定について

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の従事者の給与その他の事情を考慮して定めることとされている。

本年度においても、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、本年4月分の給与月額等について調査を行った。

その結果、本年4月分の給与について行った公民比較により、職員給与が民間給与を116円（0.03%）上回っていることが確認された。

人事院においては、確認された官民較差△164円（△0.04%）が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないこととしている。

本県においても、これと同様の状況にあることから、月例給の改定を行わないことが適当である。

2 獣医師に係る給与制度の見直しについて

(1) これまでの取組

経済のグローバル化により、人やモノの交流が広域化する中、家畜伝染病の侵入リスクへの対応を始め、食品に対する安全性確保に向けた取組など、多様かつ専門的な知識に基づく公務員獣医師の役割や責務はますます増大している。

しかしながら、獣医関係大学の卒業生が限られている上、大都市圏において犬や猫等の小動物の臨床を希望する学生が多く、特に地方では、公務員獣医師の確保が大変厳しいものとなっている。

そこで、より多くの者が本県で公務員獣医師として勤務することを希望するよう、給与面においては、平成14年度から家畜保健衛生所勤務の獣医師に対し「給料の調整額」を支給するとともに、平成20年度に「初任給調整手当」を創設し、平成28年度には支給額を全国トップレベルに引き上げるなど、早い段階から処遇改善を図り、安定確保に努めてきたところである。

(2) 更なる見直しの必要性

近年、新型コロナウイルス感染症を始め、これまで知られていなかった新しい感染症が次々と発見され、しかもその多くが動物由来感染症とされていることから、その対策を担う公務員獣医師の更なる安定確保を早急に図る必要がある、そのためには、公務員獣医師に係る給与制度を、その役割や責務に見合ったものに改善することが重要となっている。

こうした中、県議会の平成29年9月定例会において、「給料表の改善勧告等の公務員獣医師の処遇改善」について代表質問がなされ、本委員会委員長から、任命権者と情報共有を図りながらその人材確保に努めたいとの答弁を行った。また、令和2年2月定例会では、「公務員獣医師の確保」について代表質問がなされ、知事から、人事委員会と連携し、給料表など給与制度の見直しを進めるとの答弁がなされた。同年6月定例会では、「公務員獣医師給料表の改善」について代表質問がなされ、経営戦略部長から、人事委員会と情報共有を図り、給料表の改善を始めとした公務員獣医師の処遇改善に積極的に取り組むとの答弁がなされたところである。

以上の状況を踏まえて検討した結果、本委員会は、公務員獣医師に係る給与制度の見直しを行い、更なる処遇改善及び安定確保を図ることが適当であると判断した。

(3) 特定獣医師職給料表の新設

国においては、動物検疫所に勤務する家畜防疫官（獣医師）に専門行政職俸給表が適用されているが、これに準じた新たな給料表（特定獣医師職給料表）を設け、現在、医療職給料表（二）が適用されている保健所等に勤務する獣医師に適用することが適当である。

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

別記第1のとおり、特定獣医師職給料表を新設し、保健所等に勤務する獣医師に適用すること。

新給料表への切替えは、別記第2の切替要領によること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和3年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

特定獣医師職給料表

職員の 区分	職務の 等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	166,800	235,500	278,800	319,500	362,900	408,100	458,400
	2	168,500	237,500	281,100	321,700	365,500	410,500	461,500
	3	170,200	239,500	283,700	324,000	367,900	413,000	464,500
	4	171,900	241,200	286,300	326,200	370,500	415,400	467,500
	5	173,400	243,400	288,600	328,400	372,400	417,300	470,500
	6	175,900	245,500	291,000	330,400	374,900	419,600	473,500
	7	178,300	247,300	293,400	332,600	377,200	421,700	476,500
	8	180,700	249,300	296,000	334,800	379,700	423,900	479,600
	9	182,800	251,200	298,100	336,600	382,100	425,900	482,300
	10	184,500	252,800	300,600	338,700	384,800	428,000	485,400
	11	186,100	254,400	302,700	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	187,800	255,800	305,000	342,700	390,100	432,200	491,500
	13	189,500	257,200	307,400	344,700	392,500	433,900	494,200
	14	191,200	259,200	309,500	346,700	394,800	435,700	496,500
	15	193,000	261,100	311,600	348,700	397,000	437,700	498,800
	16	194,700	262,900	313,600	350,700	399,400	439,700	501,100
	17	196,600	264,600	315,400	352,500	401,200	441,600	503,200
	18	198,400	266,400	317,600	354,400	403,200	443,400	504,600
	19	200,200	268,500	319,800	356,300	405,100	445,200	506,100
	20	202,000	270,600	321,900	358,300	406,900	446,900	507,500
	21	203,500	272,900	323,700	360,000	408,800	448,700	508,700
	22	205,300	275,100	325,700	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	207,100	277,000	327,800	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	208,900	279,200	329,800	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	210,500	281,200	331,500	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	212,300	283,400	333,600	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	214,100	285,300	335,500	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	215,900	287,200	337,600	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	217,300	289,400	339,300	375,500	422,300	459,300	518,700
	30	219,100	291,100	341,200	377,400	423,600	460,000	519,600
	31	220,800	293,000	343,000	379,300	424,900	460,800	520,500
	32	222,600	294,700	344,900	381,000	426,100	461,500	521,400
	33	224,100	296,400	346,100	382,400	427,300	462,200	522,200
	34	225,800	298,100	348,000	384,000	428,600	463,000	523,100
	35	227,400	299,800	349,900	385,500	429,900	463,700	523,800
	36	229,000	301,400	351,800	387,100	431,100	464,300	524,300
	37	230,400	302,900	353,500	388,600	432,300	464,800	525,000
	38	232,000	304,400	355,300	389,500	433,100	465,400	525,600
	39	233,500	305,900	357,100	390,600	433,900	466,000	526,400
	40	235,000	307,500	358,900	391,600	434,700	466,600	527,000

41	235,900	308,900	360,700	392,600	435,300	467,100	527,500
42	237,300	310,400	362,100	393,800	436,000	467,600	
43	238,400	311,800	363,600	395,000	436,700	468,000	
44	239,800	313,400	365,000	396,100	437,400	468,300	
45	241,100	314,900	366,000	397,000	438,200	468,600	
46	242,300	316,500	367,100	397,700	439,000		
47	243,300	318,000	368,200	398,400	439,400		
48	244,600	319,500	369,200	399,100	440,100		
49	246,000	320,500	370,100	399,600	440,600		
50	246,900	321,700	370,400	400,100	441,000		
51	248,100	322,900	370,900	400,600	441,400		
52	249,300	324,100	371,400	401,000	441,800		
53	250,300	325,100	371,800	401,400	442,200		
54	251,600	326,100	372,400	401,700	442,600		
55	252,800	327,000	373,000	402,000	443,000		
56	254,100	328,000	373,600	402,300	443,300		
57	255,500	328,900	374,200	402,600	443,600		
58	256,900	329,600	374,800	402,900	444,000		
59	258,100	330,400	375,400	403,200	444,300		
60	259,300	331,200	376,000	403,500	444,600		
61	260,400	331,800	376,400	403,800	444,900		
62	261,500	332,300	376,900	404,100			
63	262,700	332,900	377,500	404,400			
64	263,700	333,400	378,100	404,700			
65	264,700	333,900	378,600	405,000			
66	265,800	334,100	379,200	405,300			
67	267,000	334,700	379,500	405,600			
68	268,200	335,300	380,000	405,900			
69	269,400	335,600	380,600	406,100			
70	270,500	336,100	381,100	406,400			
71	271,800	336,500	381,600	406,700			
72	273,100	337,000	382,100	407,000			
73	274,000	337,500	382,600	407,200			
74	275,000	338,000	383,100	407,500			
75	275,900	338,500	383,600	407,800			
76	277,000	338,900	384,000	408,000			
77	278,100	339,100	384,400	408,200			
78	279,100	339,500	384,700				
79	279,900	340,000	385,000				
80	280,900	340,400	385,200				
81	281,400	340,700	385,400				
82	282,300		385,700				
83	283,100		386,000				
84	284,000		386,200				
85	285,000		386,400				
86	285,800		386,700				
87	286,600		387,000				
88	287,400		387,200				

	89	288,200		387,400				
	90	288,700						
	91	289,100						
	92	289,600						
	93	290,000						
再任用 職員		210,100	240,800	283,300	315,400	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、保健所等に勤務する獣医師で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 2

1 職務の等級の切替え

令和 3 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において医療職給料表（二）の適用を受けていた職員のうち、切替日において特定獣医師職給料表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の等級（以下「新級」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧級」という。）に対応する別表第 1 の新級欄に定める職務の等級とする。

2 号俸の切替え

1 の規定により新級を決定される職員の切替日における号俸は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて別表第 2 に定める号俸とする。

別表第1 職務の等級の切替表

旧級	新級
2級	1級
3級	2級
4級	3級
5級	4級
6級	5級
7級	6級

別表第2 号俸の切替表

旧級 旧号俸	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	15	1	1	2	1	2
2	16	1	1	3	1	3
3	17	1	1	4	1	4
4	18	2	1	5	1	5
5	19	3	1	6	1	6
6	20	4	1	7	1	7
7	21	5	1	8	1	8
8	22	6	2	9	1	9
9	23	7	3	10	1	10
10	24	8	4	11	1	11
11	25	9	5	12	1	12
12	26	10	6	13	1	13
13	27	11	7	14	2	14
14	28	12	8	15	3	15
15	29	13	9	16	4	16
16	30	14	10	17	5	17
17	31	15	11	18	6	18
18	32	16	12	19	7	19
19	33	17	13	20	8	20
20	34	18	14	21	9	21
21	35	19	15	22	10	22
22	36	20	16	23	11	23
23	37	21	17	24	12	24
24	38	22	18	25	13	25
25	39	23	19	26	14	26
26	40	24	20	27	15	27
27	41	25	21	28	16	28
28	42	26	22	29	17	29
29	43	27	23	30	18	30
30	44	28	24	31	19	31
31	45	29	25	32	20	32
32	46	30	26	33	21	33
33	47	31	27	34	22	34
34	48	32	28	35	23	35
35	49	33	29	36	24	36
36	50	34	30	37	25	37
37	51	35	31	38	26	38
38	52	36	32	39	27	39
39	53	37	33	40	28	40
40	54	38	34	41	29	41
41	55	39	35	42	30	42
42	56	40	36	43	31	43
43	57	41	37	44	32	44
44	58	42	38	45	33	45
45	59	43	39	46	34	45
46	60	44	40	47	35	45
47	61	45	41	48	36	45
48	62	46	42	49	37	45
49	63	47	43	50	38	45
50	64	48	44	51	39	45
51	65	49	45	52	40	45
52	66	50	46	53	41	45
53	67	51	47	54	42	45
54	68	52	48	55	43	
55	69	53	49	56	44	
56	70	54	50	57	45	

旧級 旧号俸	2級	3級	4級	5級	6級	7級
57	71	55	51	58	46	
58	72	56	52	59	47	
59	73	57	53	60	48	
60	74	58	54	61	49	
61	75	59	55	62	50	
62	76	60	56	63	51	
63	77	61	57	64	52	
64	78	62	58	65	53	
65	79	63	59	66	54	
66	80	64	60	67		
67	81	65	61	68		
68	82	66	62	69		
69	83	67	63	70		
70	84	68	64	71		
71	85	69	65	72		
72	86	70	66	73		
73	87	71	67	74		
74	88	72	68	75		
75	89	73	69	76		
76	90	74	70	77		
77	91	75	71	77		
78	92	76	72	77		
79	93	77	73	77		
80	93	78	74	77		
81	93	79	75	77		
82	93	80	76	77		
83	93	81	77	77		
84	93	81	78	77		
85	93	81	79	77		
86	93	81	80			
87	93	81	81			
88	93	81	82			
89	93	81	83			
90	93	81	84			
91	93	81	85			
92	93	81	86			
93	93	81	87			
94	93	81	88			
95	93	81	89			
96	93	81	89			
97	93	81	89			
98	93	81	89			
99	93	81	89			
100	93	81	89			
101	93	81	89			
102	93	81	89			
103	93	81	89			
104	93	81	89			
105	93	81	89			
106		81				
107		81				
108		81				
109		81				
110		81				
111		81				
112		81				
113		81				

